

III その他

1 中間検査告示

川崎市告示第471号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程について次のとおり指定する。

令和6年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 中間検査を行う建築物の用途、規模及び構造

中間検査を行う建築物は、次の表の(い)欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分（新築、増築又は改築に係る部分（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）に限る。）が同表(ろ)欄の当該各項に掲げる規模で、同表(は)欄の当該各項に掲げる構造の建築物とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物は、中間検査を行わない。

- (1) 法第18条第3項又は第4項の規定による確認済証の交付を受けた建築物
- (2) 法第85条第6項又は第7項の規定による許可を受けた仮設建築物
- (3) 法第68条の11第1項の規定により国土交通大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造する当該認証に係る建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物
- (5) 法第7条の3第1項第一号の規定する工事の工程を有する建築物

	(い)	(ろ)	(は)
1	一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅 又は併用住宅	階数が2以上又 は床面積の合計が 50平方メートル を超える	主要な構造形式 が木造（丸太組構 法を除く。以下同 じ。）

2	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）その他これらに類するもの	床面積の合計が 300 平方メートル以上	主要な構造形式 が木造、鉄骨造、 鉄筋コンクリート 造又は鉄骨鉄筋コ ンクリート造
3	公会堂、集会場その他これらに類するもの	床面積の合計が 200 平方メートル以上	
4	病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。）	床面積の合計が 300 平方メートル以上	
5	幼稚園、社会福祉施設その他これらに類するもの	床面積の合計が 300 平方メートル以上	
6	ホテル又は旅館	床面積の合計が 500 平方メートル以上	
7	共同住宅、寄宿舎又は下宿	床面積の合計が 1,000 平方メートル以上	
8	学校又は体育館	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上	
9	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が 500 平方メートル以上	
10	店舗、飲食店、遊技場その他これらに類するもの	床面積の合計が 200 平方メートル以上	

2 中間検査を行う建築物の特定工程及び特定工程後の工程

中間検査を行う建築物の特定工程及び特定工程後の工程は、次の表に掲げる建築物の主要な構造形式の区分に応じ、それぞれ同表に掲げるとおりとする。

建築物の主要な構造形式	特 定 工 程	特定工程後の工程
木造	屋根工事の工程	木造の軸組を覆う壁の外装又は内装工事の工程（枠組壁工法にあっては、耐力壁を覆う壁の外装又は内装工事の工程）

鉄骨造	1階含む鉄骨建方工事の工程	構造耐力上主要な部分を覆う工事の工程
鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程（当該配筋工事を現場で行わないものは、同部分の取付工事の工程）	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程（2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事を現場で行わないものは、直上階の柱又は壁の取付工事の工程）
鉄骨鉄筋コンクリート造		

2 中間検査告示の解説

川崎市告示第471号（令和6年10月18日）

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程について次のとおり指定する。

〔解説〕

中間検査の特定工程は、法第7条の3第1項第一号による階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程のほか、法第7条の3第1項第二号において「特定行政庁がその地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程」とされています。

特定行政庁が指定する特定工程及び特定工程後の工程に関する事項は、省令第4条の11に規定されており、中間検査を開始する日の30日前までに、次に掲げる事項を公示しなければならないとされています。

- (1) 中間検査を行う区域を限る場合にあっては、当該区域
- (2) 中間検査を行う期間を限る場合にあっては、当該期間
- (3) 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模を限る場合にあっては、当該構造、用途又は規模
- (4) 指定する特定工程
- (5) 指定する特定工程後の工程
- (6) その他特定行政庁が必要と認める事項

中間検査の基本的な考え方は、建設省住宅局長通達によれば「建築物の着工動向や工事の状況等から判断して、違反の発生のおそれが大きく、かつ、安全上検査の必要性の高い建築物の部分を検査するための工事の工程を、建築物が建築される区域や中間検査を実施する期間を定め、かつ、建築物の構造、用途又は規模を特定して指定することである。」としているため、本市においては中間検査を行う必要があるものを次のとおり指定しています。

なお、区域及び期間は特に限定していないため指定していませんが、区域は川崎市全域で、期間は当面の間実施することとしています。

1 中間検査を行う建築物の用途、規模及び構造

中間検査を行う建築物は、次の表の(い)欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分（新築、増築又は改築に係る部分（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）に限る。）が同表(ろ)欄の当該各項に掲げる規模で、同表(は)欄の当該各項に掲げる構造の建築物とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物は、中間検査を行わない。

- (1) 法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物
- (2) 法第85条第6項又は第7項の規定による許可を受けた仮設建築物
- (3) 法第68条の11第1項の規定により国土交通大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造する当該認証に係る建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物
- (5) 法第7条の3第1項第一号の規定による工程を有する建築物

	(い)	(ろ)	(は)
1	一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅 又は併用住宅	階数が2以上又 は床面積の合計が 50平方メートル を超える	主要な構造形式 が木造（丸太組構 法を除く。以下同 じ。）
2	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋 外観覧場を除く。）その他これらに類 するもの	床面積の合計が 300平方メート ル以上	主要な構造形式 が木造、鉄骨造、 鉄筋コンクリート 造又は鉄骨鉄筋コ ンクリート造
3	公会堂、集会場その他これらに類す るもの	床面積の合計が 200平方メート ル以上	
4	病院又は診療所（患者の入院施設が あるものに限る。）	床面積の合計が 300平方メート ル以上	
5	幼稚園、社会福祉施設その他これら に類するもの	床面積の合計が 500平方メート ル以上	
6	ホテル又は旅館	床面積の合計が 500平方メート ル以上	

7	共同住宅、寄宿舎又は下宿	床面積の合計が 1,000 平方メートル以上
8	学校又は体育館	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上
9	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が 500 平方メートル以上
10	店舗、飲食店、遊技場その他これらに類するもの	床面積の合計が 200 平方メートル以上

[解説]

1) 中間検査を行う建築物の用途、規模及び構造について

最初に中間検査制度を導入した平成12年告示による特定工程などの指定で、安全性の確保の必要性や市民ニーズから「不特定多数の人が利用する建築物」、一定規模以上の共同住宅」及び「木造3階建て住宅」を中間検査対象としました。また、平成16年告示による特定工程などの再指定では、福祉のまちづくり条例の改正に合わせ、「不特定多数の人が利用する建築物」及び「一定規模以上の共同住宅」について対象範囲を拡大するとともに、市民ニーズ、他都市の動向、本市の中間検査における目的などを踏まえ、工事監理が必要となる「床面積が100m²を超える木造の住宅」を中間検査の対象建築物に加えました。

平成23年告示による特定工程などの見直しでは、他都市の動向、本市の中間検査における目的などを踏まえ、中間検査を行う建築物の用途、規模及び構造に、検査対象とする建築物として①増築及び改築、②法第68条の26の規定により国土交通大臣が構造方法の認定（法第20条第1号の基準に適合するものに限る）をした建築物、③木造の一戸建ての併用住宅の用途を有する建築物を追加したほか、①住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物、②法第7条の3第1項第一号の規定する工事の工程を含む建築物を検査対象から除外しました。また、中間検査を行う建築物を、2以上の部分がエクスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法（以下、「エクスパンションジョイント等」という。）のみで接している建築物の場合、当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなすこととしました。さらに、構造は主要な構造形式によることとし、木造のうち丸太組構法は対象外としました。

なお、平成19年6月の法改正により、特定工程として、階数が3以上である共

同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程が規定されました（法第7条の3第1号）。この特定工程を含む場合は、今回の特定工程などの指定により、本市が指定する中間検査の検査対象から除外されますが、法第7条の3第1項第一号による検査対象となります。政令で定める工程に関する考え方は、「4 政令で定める工程の中間検査について」で後述します。

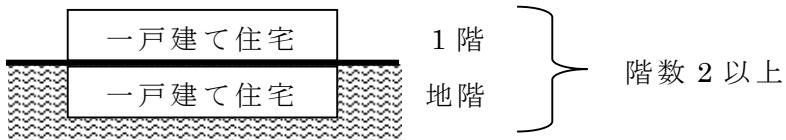
また、令和4年6月17日法改正（令和7年4月1日施行）により、法律上検査の特例の範囲が縮小されたことを鑑み、木造の住宅等の中間検査の対象を「階数が3以上又は床面積の合計が100平方メートルを超える」から「階数が2以上又は床面積の合計が50平方メートルを超える」に変更しました。

2) 用途に関する考え方

(1) 一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅又は併用住宅

一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅又は併用住宅で、階数2以上又は床面積の合計が50m²を超える主要な構造形式が木造（丸太組み構法は除く。）の建築物としています。また、兼用住宅は、法別表第2(い)項第2号に規定するもの以外であっても対象として考えます。

なお、「階数2以上」とは、地階が存在する場合は地階も階数に含みます。



(2) 公会堂、集会場その他これらに類するもの

公会堂、集会場その他これらに類するものには次の建築物を含みます。

- ・ 葬祭場その他これに類するもの
- ・ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（ただし、不特定多数の人が利用する部分に限る。）

(3) 幼稚園、社会福祉施設その他これらに類するもの

ア 幼稚園は学校教育法に基づく学校のひとつですが、本表においては社会福祉施設と同様に300m²以上で対象となります。

イ 社会福祉施設とは、法別表第2(い)項第6号及び(は)項第4号の用途に供する施設その他これに類する施設です。

(4) 店舗、飲食店、遊技場その他これらに類するもの

店舗、飲食店、遊技場その他これらに類するものには次の建築物を含みます。

- ・ 公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するものを含む。）
- ・ 展示場
- ・ マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- ・ カラオケボックスその他これに類するもの

- ・ キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

上記施設は、不特定多数の人が利用するため安全性の確保の必要性が高い建築物という観点から、中間検査の対象建築物と扱うことと考えました。

また、事務所、工場及び倉庫等については不特定多数の人が利用する要素が少ないため、対象建築物からは除外されています。

3) 検査対象から除外される建築物について

中間検査は工事施工途中での検査であり、また、建築物の安全性の確保という目的であることから構造の検査が主になると考えられます。このため、次の建築物は構造検査の見地から、検査対象建築物から除外しました。

(1) 法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物

計画通知物件は、公的な工事監理が適切に行われていると認められるため除外しました。ただし、階数が3以上である共同住宅で政令で定める工程を含むものは、法第7条の3第1項第一号の中間検査が必要となります。

(2) 法第85条第6項又は第7項の規定による許可を受けた仮設建築物

一定期間の立地であり、構造上も簡易なものであるため除外しました。

(3) 法第68条の11第1項の規定により国土交通大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造する当該認証に係る建築物

規格化されたものであり、工事監理が適正に行われると期待できるため除外しました。

(4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

住宅の品質確保の促進等に関する法律による検査を行う建築物であり、国土交通大臣に登録された住宅性能評価機関が、国土交通大臣が定めた評価基準により、建築士等である評価員が現場検査を行うため、当該検査により適切な工事監理が担保されることが期待できるため除外しました。

(5) 法第7条の3第1項第一号の規定する工事の工程を含む建築物

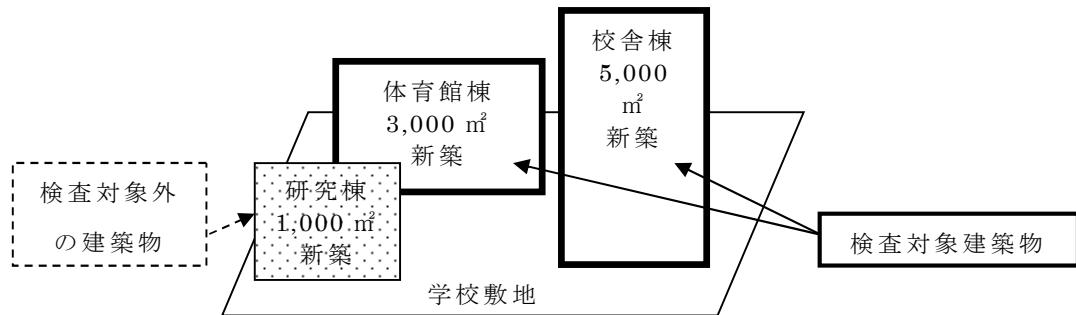
階数3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程を有するものは、法第7条の3第1項第一号による中間検査が行われるため、これと重複しないように除外しました。

4) 対象建築物の判断

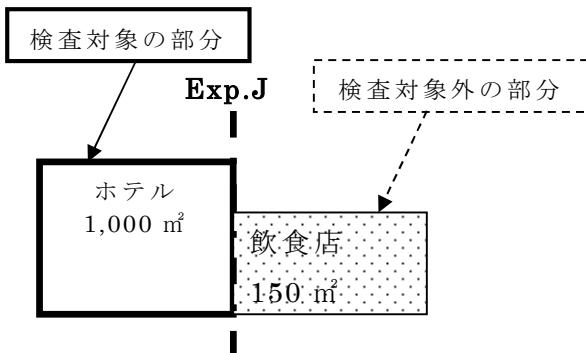
中間検査は、法第7条の3の規定により「当該申請に係る工事中の建築物等（建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事中の建築物及びその敷地をいう。）」について行うものであるため、対象建築物の判断は敷地単位ではなく建築物単位（エキスパンションジョイント等のみで接している建築物の場合は、それぞれ別

の建築物とみなす。)で考えます。このため、同一敷地に用途上不可分の建築物が複数棟ある場合には、個々の建築物ごとに、また、エキスパンションジョイント等で接している建築物の場合は、それぞれの部分ごとに対象となるかどうかを検討することになります。

複数棟ある場合

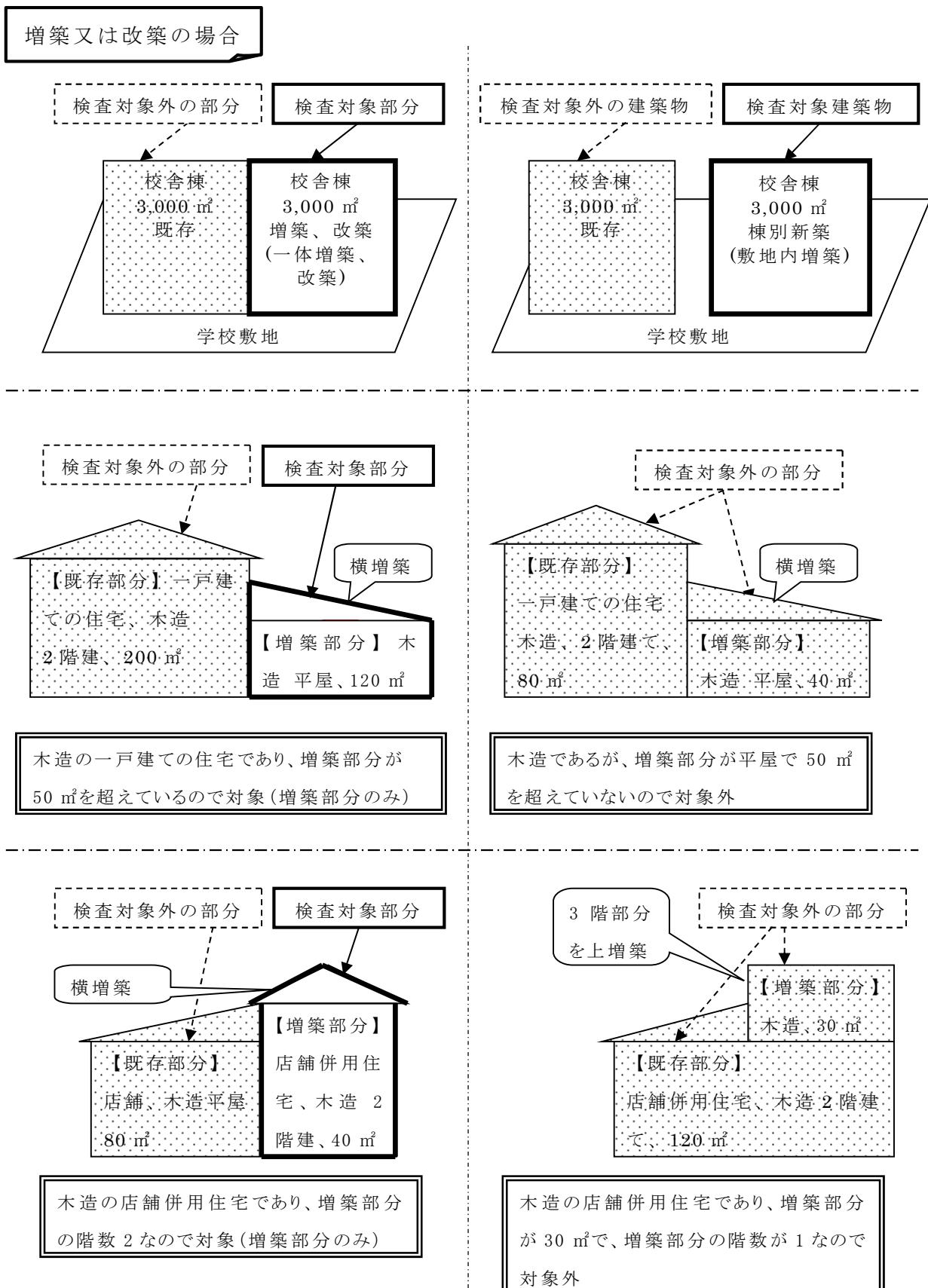


Exp.J 等で接している場合



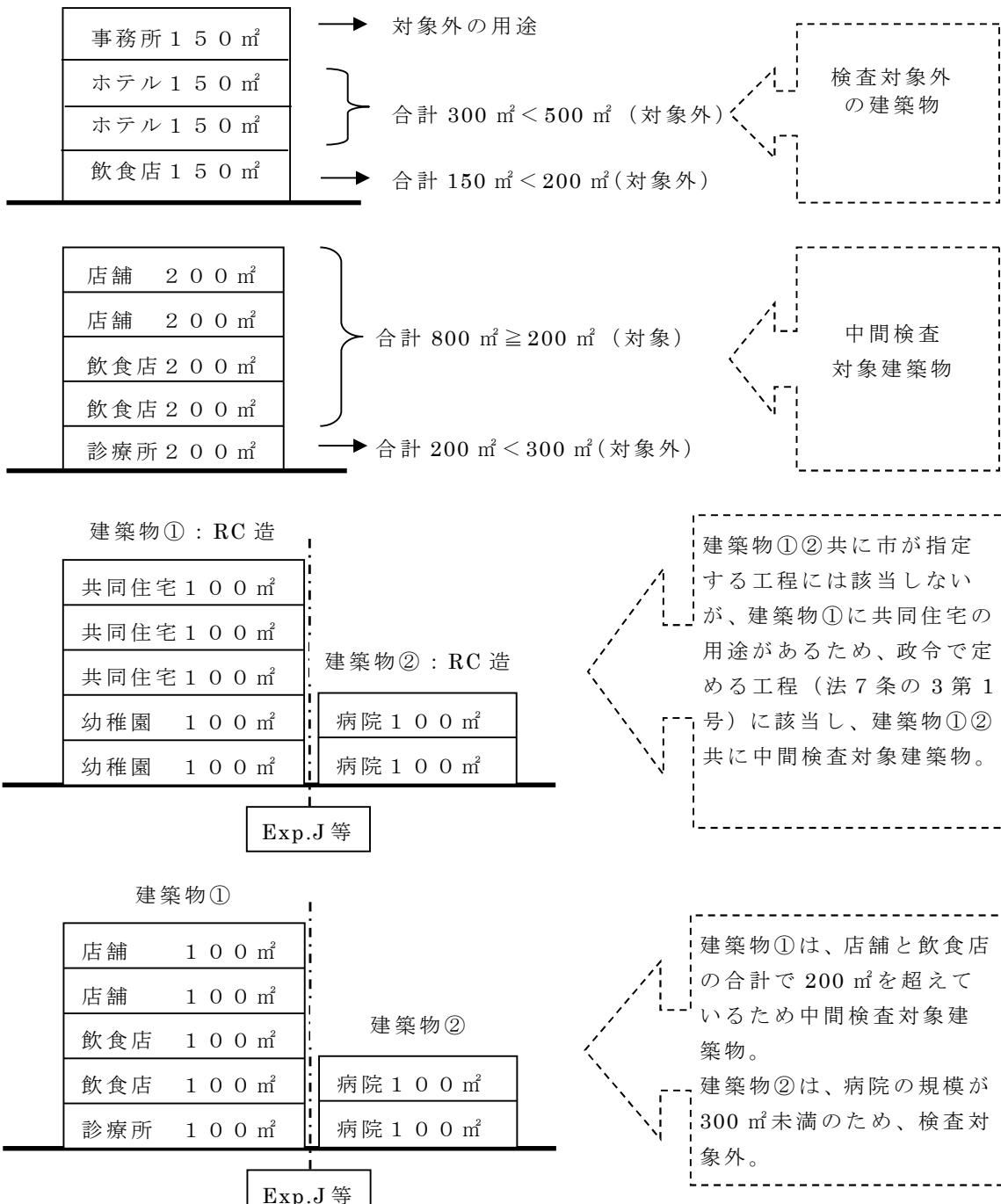
5) 増築又は、改築の場合の対象建築物の判断

増築又は、改築の場合は、告示により「増築又は改築に係る部分に限る。」ので、増築又は改築に係る部分のみで検査対象となるか判断することとなります。



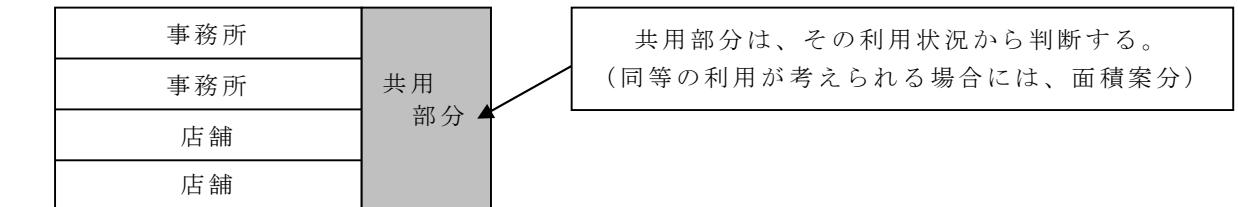
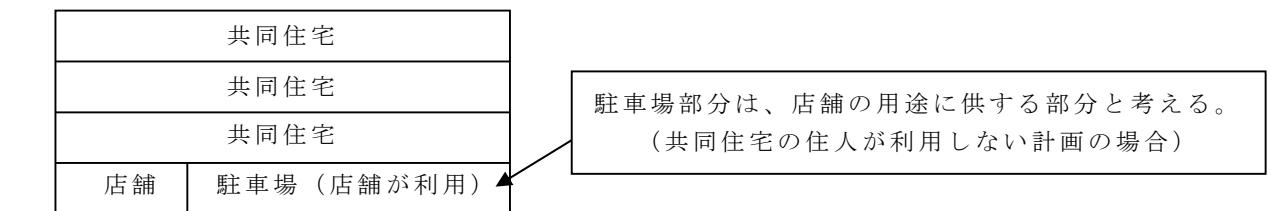
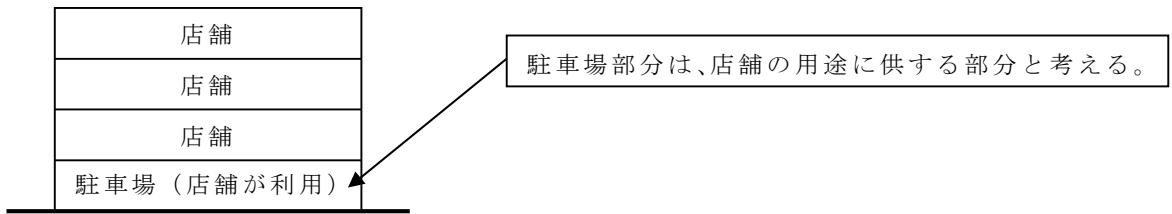
6) 複合用途の場合の対象建築物の判断

1つの建築物（エキスパンションジョイント等のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）で複合用途の建築物については、その用途に供する建築物の部分ごとに対象規模となるかどうかの判断を行います。なお、表の(い)欄の一の項に掲げる複数の用途に供する建築物にあっては、項ごとの床面積の合計で対象規模であるかどうかを判断します。



7) 共用部分や店舗利用の駐車場などの用途の判断

共用部分や駐車場の用途に供する部分の床面積は、その利用状況から判断し、原則として、主用途の床面積に加算します。



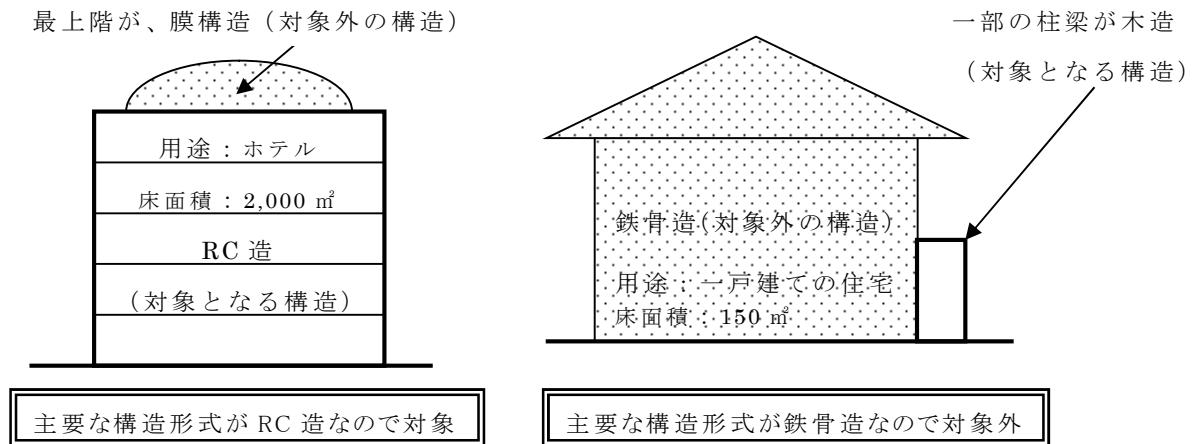
8) 対象とする構造形式について

対象としている構造は、主要な構造形式が木造（丸太組構法を除く）、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造であり、政令第80条の2第1号に規定される特殊の構造方法による木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造もこれに含みます。具体的には、特殊な構造方法による木造として枠組壁工法及び木質プレハブ工法、特殊な構造方法による鉄筋コンクリート造として、壁式鉄筋コンクリート造、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート組積造、特殊な構造方法による鉄骨造として薄板軽量形鋼造、システムトラス、コンクリート充填鋼管造などが対象となっています。ただし、木造のうち丸太組構法については、適正な工事監理が見込めるところから検査対象から除外しています。

また、建築基準法に規定のない特殊な構造方法が用いられる場合には、個々に構造形式の判断をする場合があります。

なお、併用構造の場合には、主要な構造形式が対象となる構造であるかどうかで判断します。

(1) 主要な構造形式について

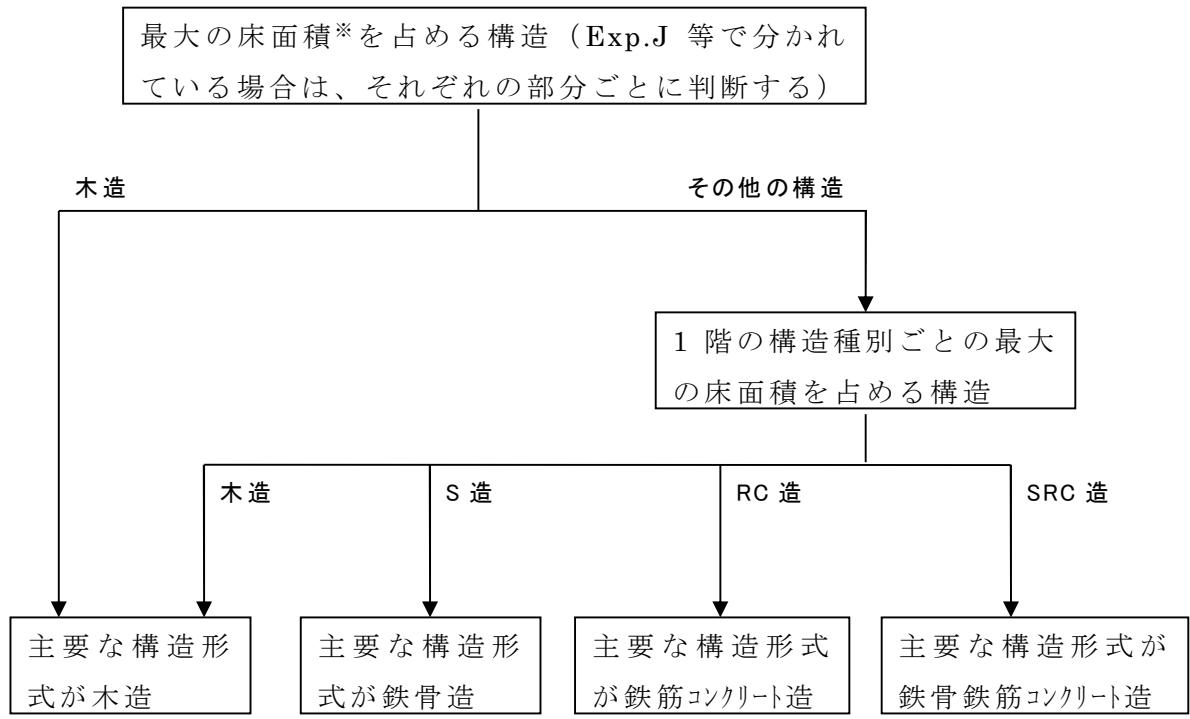


併用構造の建築物の場合、最大の床面積を占める構造が木造であれば、主要な構造形式は木造とします。その他の構造の場合は、地上1階の最大の床面積を占める構造種別により判断します。ただし、木造部分の床面積とその他の構造部分の床面積の合計が同一の床面積の場合は、その他の構造を主要な構造形式とします。また、柱とはりで構造種別が異なる場合には、柱における構造種別で主要な構造形式を判断します。

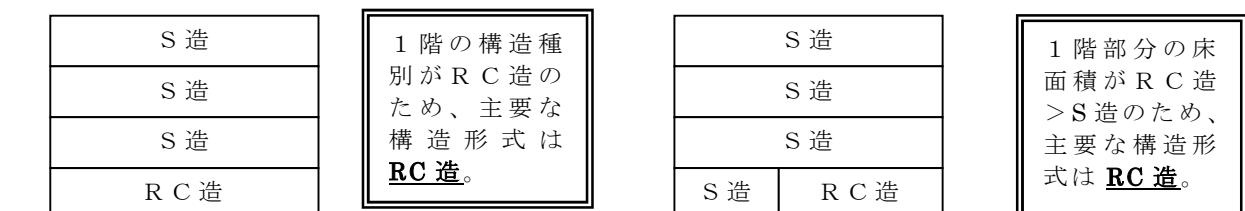
※上記にある主要な構造形式は、建築物の構造とは異なる場合があります。
次頁に判断フローの記載があるので、確認の上で判断を行ってください。

【主要な構造形式の判断フロー】

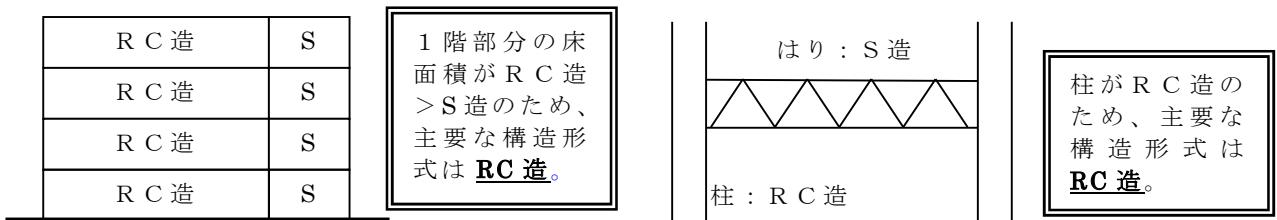
※「木造の床面積」と「その他の構造の床面積の合計」が同一の床面積の場合
は、その他の構造となります。



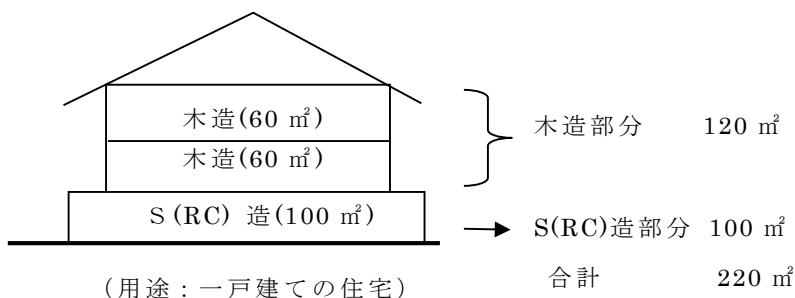
【併用構造の建築物における主要な構造形式の例】



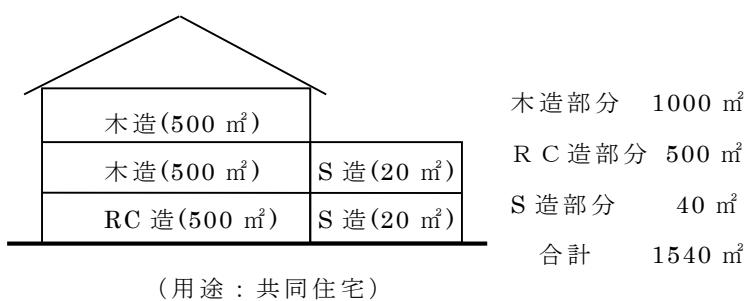
(1階部分の床面積 RC造 > S造)



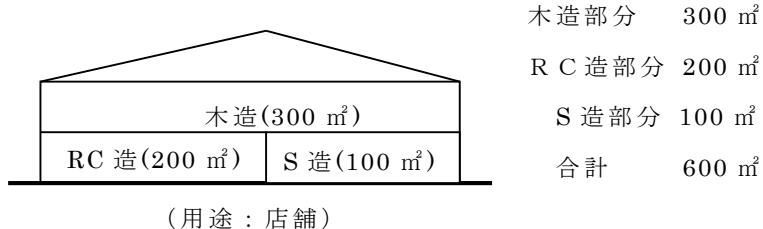
(1階部分の床面積 RC造 > S造)



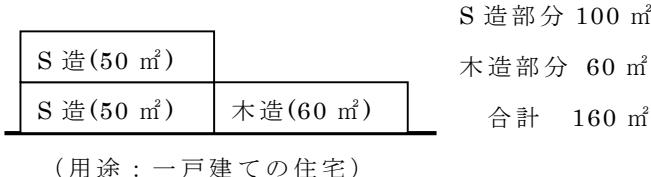
最大の床面積を占める構造が木造部分のため、主要な構造形式は、木造で中間検査対象。



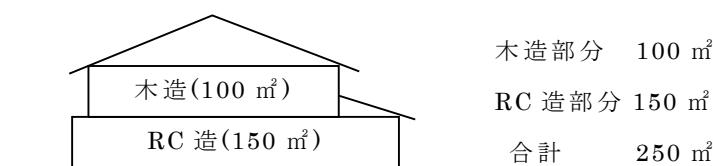
最大の床面積を占める構造が木造部分なので、市が指定する特定工程の対象とはなる。ただし、共同住宅で階数が 3 であるため、法第 7 条の 3 第 1 項第一号の規定による工程を有するため、法令による中間検査の対象となり、告示による中間検査の対象外となる。



木造部分とその他の構造部分が同一の床面積なので、その他の構造となり、1 階最大の床面積を占める構造が RC 造なので主要な構造形式は、RC 造で中間検査対象。



最大の床面積を占める構造が S 造部分となるが、1 階部分における最も多くの床面積を占める構造は木造となるため、主要な構造形式は木造で中間検査対象。



最大の床面積を占める構造が RC 造のため、主要な構造形式は RC 造となります。

①用途が店舗の場合

主要な構造形式が RC 造であるため、「2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工程」があれば中間検査対象。

②用途が一戸建ての住宅の場合

主要な構造形式が RC 造であるため、中間検査対象外。

2 中間検査を行う建築物の特定工程及び特定工程後の工程

中間検査を行う建築物の特定工程及び特定工程後の工程は、次の表に掲げる建築物の主要な構造形式の区分に応じ、それぞれ同表に掲げるとおりとする。

建築物の主要な構造形式	特 定 工 程	特定工程後の工程
木造	屋根工事の工程	木造の軸組を覆う壁の外装又は内装工事の工程（枠組壁工法にあっては、耐力壁を覆う壁の外装又は内装工事の工程）
鉄骨造	1階を含む鉄骨建方工事の工程	構造耐力上主要な部分を覆う工事の工程
鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程（当該配筋工事を現場で行わないものは、同部分の取付工事の工程）	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程（2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事を現場で行わないものは、直上階の柱又は壁の取付工事の工程）
鉄骨鉄筋コンクリート造		

〔解説〕

1) 特定工程及び特定工程後の工程について

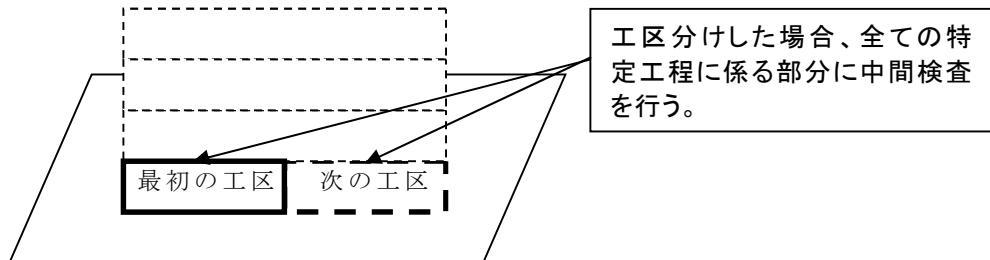
特定工程及び特定工程後の工程は、建築物の構造形式に応じた工程を指定しており、木造又は鉄骨造では、基礎のアンカーボルト及び軸組が隠蔽される前に検査を行うこととし、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造では、地上部における最初の配筋工事が隠蔽される前に検査を行うこととしています。

なお、特定工程及び特定工程後の工程における階は地上階とし、地階の判断は政令第1条第2号によるものとします。

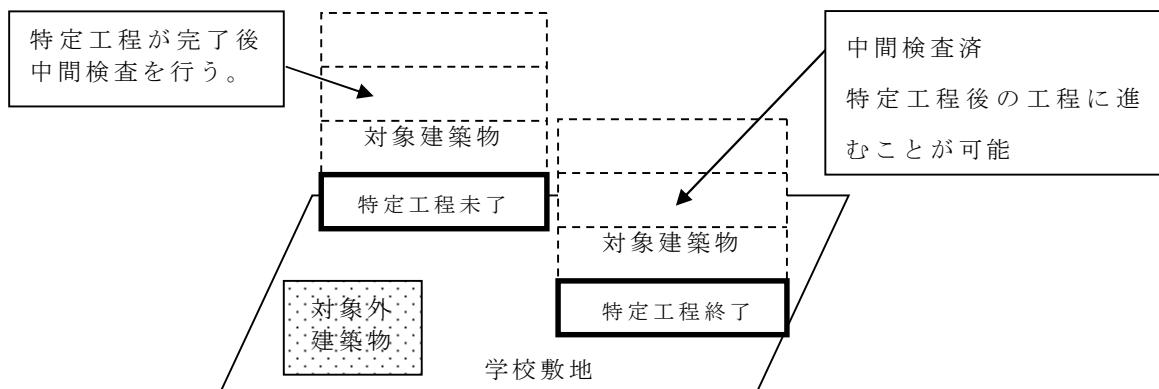
2) 複数の工区に分けて施工する場合

旧告示において「同一確認申請において中間検査を行う建築物が複数ある場合又は同一建築物を複数の工区に分けて施工する場合は、当該建築物又はその部分が最初に特定工程に係る工事を終えた際に、中間検査を行うものとする」とされていました。

現在の川崎市告示では上記の規定を除外したため、同一確認申請において中間検査を行う建築物が複数ある場合は、それぞれの建築物において特定工程に係る部分の中間検査が必要となり、同一建築物を複数の工区に分けて施工する場合であっても、全ての工区において中間検査が必要となります。



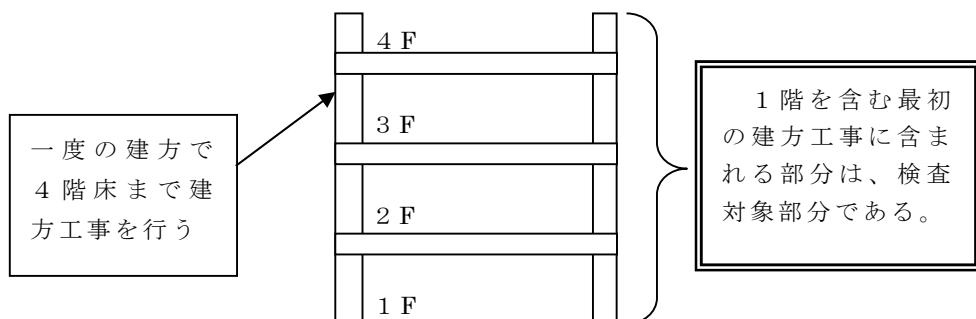
建築物を複数の工区に分けて施工している場合（RC造の場合）



同一確認申請において中間検査を行う建築物が複数ある場合

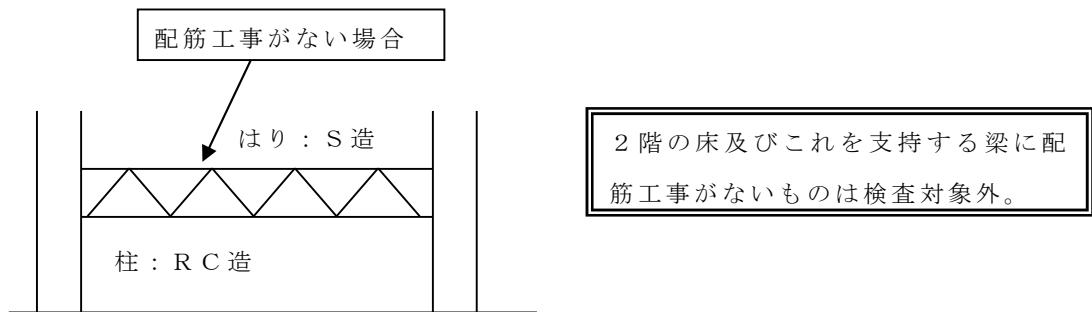
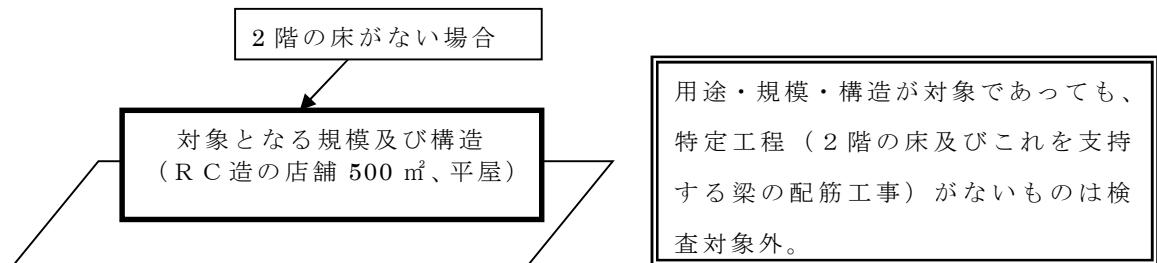
3) 検査対象部分について

主要な構造形式が鉄骨造の場合、特定工程は1階を含む鉄骨建方工事の工程と指定しています。例えば1階を含む最初の建方で4階まで建方工事を行う場合は、1階床から4階床まで中間検査を行います。なお、検査上デッキプレート等が張られていたほうが望ましいですが、工程等の関係上不可能な場合は事前に協議しておくことが望ましいと考えられます。



4) 特定工程の考え方

主要な構造形式が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、特定工程は「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」としてい るため、平屋建ての建築物や2階の床及びこれを支持するはりに配筋工事がないも のは中間検査対象外となります。



3 手数料について

地方分権一括法の施行に伴い、建築確認検査に関する手数料は自治事務として川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）に規定されることとなりました。

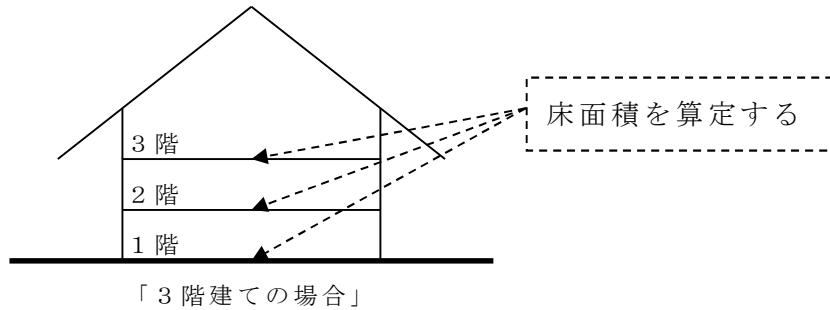
中間検査を含めた建築物の確認又は検査の手数料は次のとおりです。

床面積の合計(中間検査については、中間検査を行う部分の床面積の合計)	確 認 (計画通知) 申請手数料	中間検査 申請手数料	完了検査 申請手数料	中間検査を 受けた場合 の完了検査 申請手数料
	1件につき	1件につき	1件につき	1件につき
30 m ² 以内のもの	15,000 円	24,000 円	24,000 円	23,000 円
30 m ² を超えるもの 100 m ² 以内のもの	28,000 円	28,000 円	30,000 円	29,000 円
100 m ² を超えるもの 200 m ² 以内のもの	43,000 円	37,000 円	39,000 円	38,000 円
200 m ² を超えるもの 300 m ² 以内のもの	48,000 円	42,000 円	44,000 円	42,000 円
300 m ² を超えるもの 500 m ² 以内のもの	55,000 円	50,000 円	53,000 円	49,000 円
500 m ² を超えるもの 1,000 m ² 以内のもの	66,000 円	52,000 円	58,000 円	55,000 円
1,000 m ² を超えるもの 2,000 m ² 以内のもの	93,000 円	70,000 円	78,000 円	75,000 円
2,000 m ² を超えるもの 5,000 m ² 以内のもの	160,000 円	100,000 円	120,000 円	110,000 円
5,000 m ² を超えるもの 10,000 m ² 以内のもの	280,000 円	160,000 円	190,000 円	180,000 円
10,000 m ² を超えるもの 30,000 m ² 以内のもの	370,000 円	210,000 円	240,000 円	230,000 円
30,000 m ² を超えるもの 50,000 m ² 以内のもの	460,000 円	260,000 円	300,000 円	290,000 円
50,000 m ² を超えるもの	900,000 円	530,000 円	610,000 円	600,000 円

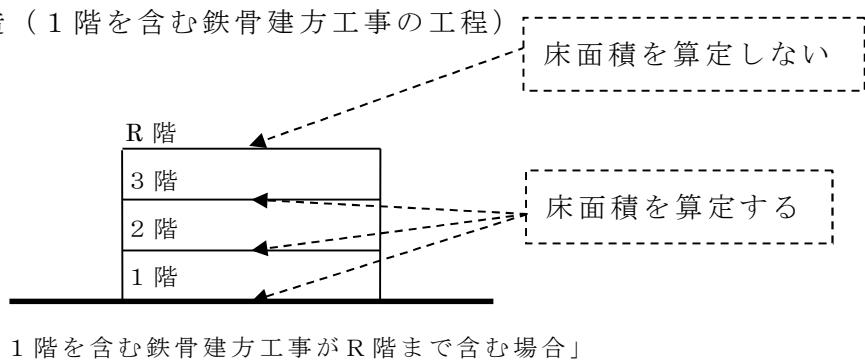
ここでいう床面積の合計について、確認申請及び完了検査申請の場合は、建築物の建築に係る部分の床面積について算定しますが、中間検査申請の場合は、中間検査を行う部分の床面積について算定することとなります。また、すべての特定工程で中間検査を受けた場合の完了検査申請手数料は、減額となります。

中間検査を行う部分の床面積の算定方法は、建設省住宅局建築指導課長通達（平成11年4月28日付け住指発第202号）の第4に「鉄筋コンクリート造にあってははり等の配筋が、木造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあってははり等の床を支える構造の主要な部分が施工されている場合においては、床があるものとみなして床面積を算定すること。」とあることを踏まえ、次のとおり扱うこととします。

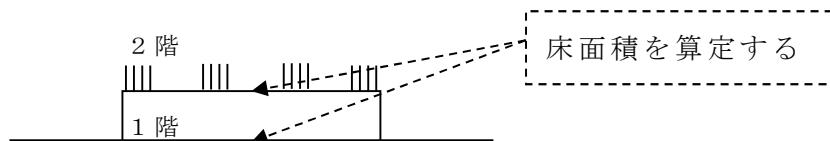
1) 木造（屋根工事完了時）



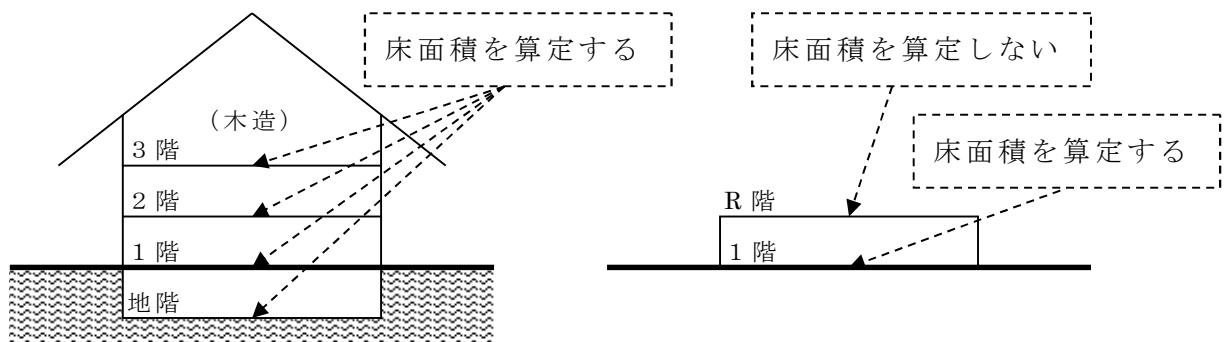
2) 鉄骨造（1階を含む鉄骨建方工事の工程）



3) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程）



※ 地階が既に施工されていれば、地階の床面積も算定する。また、屋根スラブは床面積に算定しません。



4 政令で定める工程の中間検査について

平成19年6月の法改正により、階数が3以上である共同住宅の政令で定める工程(2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程)が特定工程として規定されました。

本市が指定する建築物の特定工程に加え、政令で定める工程を含む場合についても中間検査を行わなければなりません。

政令で定める工程の中間検査に対する考え方は、以下の通りです。また、技術的助言(P.1に記載)により中間検査に対する考え方示されており、これらも参考となります。

1) 対象建築物

特定工程を有する建築物の場合、特定工程に係る新築、増築、改築、移転、大規模修繕又は大規模模様替の工事がある場合には、中間検査が必要となります。ただし、法第85条第2項に規定する仮設建築物等については、中間検査の対象外となります。

2) 用途の考え方

共同住宅一部店舗など共同住宅を一部でも含んでいれば共同住宅として考えます。

3) 2階の床の考え方

- 斜面地などで、構造上の地階の判定と政令第1条第2号の地階の判定が違う場合は、政令第1条第2号による判定により階を判断します。
- 同一確認申請において、特定工程を含む建築物が複数ある場合又は特定工程を含む一の建築物を複数の工区に分けて施工する場合は、全ての2階の床に対して検査を行います。

4) 床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の考え方

床とはり両方に鉄筋を配置する場合に対象となります。鉄骨造等で、床はデッキスラブで配筋をする場合でも、梁が鉄骨であれば、対象外です。また、床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事にプレキャスト製品を使用する場合は、床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事として考え、対象となるかどうかの判断をします。

